

# 佐世保市建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る事務処理要領

平成29年4月1日 制定

令和7年4月1日 改正

## (趣旨)

第1条 この要領は、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号。以下「法」という。）の施行に関し、法、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行令（平成28年政令第8号）及び建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号。以下「施行規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

## (適用)

第2条 この要領は、佐世保市長（以下「市長」という。）が法第3章第1節に規定する所管行政庁として行う法の施行に関して適用する。

## (建築物エネルギー消費性能適合性判定)

第3条 法第11条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けようとする者は、施行規則第3条第1項に規定する様式第1による計画書の正本及び副本に、同項に定める図書を添えて市長に提出するものとする。

## (基準適合命令等)

第4条 市長は、法第13条第1項に規定する基準適合命令をする場合は、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第13条第1項の規定による命令書（第1号様式）により行うものとする。

2 市長は、法第13条第2項に規定する通知をする場合は、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第13条第2項の規定による通知書（第2号様式）により行うものとする。

## (報告の徴収)

第5条 市長は、法第15条第1項に規定する報告の徴収をする場合には、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第15条第1項の規定による報告を求める旨の通知書（第3号様式）により行うものとする。

2 建築主等は、前項に規定する通知書により報告を求められた場合は、状況

報告書（第4号様式）の正本及び副本を市長に提出するものとする。

（軽微な変更説明書）

第6条 建築主は、建築基準法（昭和25年法律第201号）第7条第4項又は第7条の2第4項に規定する建築主事等の完了検査（以下「完了検査」という。）を申請する際に、申請に係る建築物の建築物エネルギー消費性能確保計画に軽微な変更（施行規則第5条に規定する軽微な変更に限る。）があった場合は、同法施行規則第4条に規定する完了検査申請書（以下「完了検査申請書」という。）の第三面の別紙として建築物エネルギー消費性能確保計画に係る軽微な変更説明書（第5号様式）及び当該変更に係る図書を添付するものとする。

（軽微変更該当証明書）

第7条 完了検査を申請しようとする者で、施行規則第13条に規定する軽微な変更該当していることを証する書面の交付を求める場合は、市長に軽微変更該当証明申請書（第6号様式）を提出するものとする。

2 市長は、前項による申請書の提出を受け、軽微な変更該当していることを証する書面を交付する場合は、軽微変更該当証明書（第7号様式）により行うものとする。

（省エネ基準工事監理報告書）

第8条 建築主は、完了検査を申請しようとする際、完了検査申請書に工事監理者の氏名の記載がある省エネ基準工事監理報告書（第8号様式）を添付するものとする。

（取り下げ）

第9条 建築主は、法第11条第1項若しくは第2項若しくは法第12条第2項若しくは第3項の規定により提出した建築物エネルギー消費性能確保計画又は第7条第1項の規定により提出した軽微変更該当証明申請書を取り下げるときは、取り下げ届（第9号様式）の正本及び副本を市長に届け出なければならない。

2 市長は、前項の取り下げ届を受理した場合は、取り下げ届の副本及び取り下げの表示をした申請書類の副本を建築主に返還するものとする。

（取り止め）

第10条 建築主は、法第11条第3項又は法第12条第4項に規定する適合

判定通知書の交付を受けた場合において、建築物のエネルギー消費性能適合性判定に係る計画を取り止めるときは、速やかに取り止め届（第10号様式）の正本及び副本に第3条に規定する計画書の副本を添えて市長に届け出なければならない。

- 2 市長は、前項の取り止め届を受理した場合は、取り止め届の副本及び取り止めの表示をした申請書類の副本を建築主に返還するものとする。

（届出に係る指示及び命令）

第11条 市長は、脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律（令和4年法律第69号。以下「令和4年改正法」という。）附則第2条の規定によりなお従前の例によるものとされた令和4年改正法による改正前の建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（以下「旧法」という。）第19条第2項に規定する指示をする場合は、指示書（第11号様式）により行うものとする。

- 2 市長は、令和4年改正法附則第2条の規定によりなお従前の例によるものとされた旧法第19条第3項に規定する命令をする場合は、命令書（第12号様式）により行うものとする。

（その他）

第12条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年2月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。